

# OfficeNet

## インターネットサービス約款

株式会社オフィスネット

埼玉県越谷市南越谷 1-6-62-D-17

TEL 048-961-1155 FAX048-961-1255

---

2006年6月20日(Ver.3.0)本約款は予告なく変更することがあります

## OfficeNet インターネットサービス約款目次

第1章 OfficeNet インターネットサービス	4
第1節 総 則	4
第1条 (取扱いの準則)	4
第2条 (約款の変更)	4
第3条 (用語の定義)	4
第4条 (OfficeNet インターネットサービス種別)	4
第5条 (サービス品目)	4
第6条 (提供区域)	4
第7条 (契約の種類および利用期間)	5
第8条 (利用契約の単位)	5
第9条 (権利譲渡の禁止)	5
第3節 利用申込等	5
第10条 (利用申込)	5
第11条 (利用契約の成立)	5
第12条 (申込の拒絶)	5
第4節 契約事項の変更等	5
第13条 (契約事項の変更等)	5
第14条 (法人の契約者の地位の承継)	5
第15条 (個人の契約者の地位の承継)	5
第16条 (契約者の氏名等の変更)	6
第5節 提供の停止等	6
第17条 (提供の停止)	6
第18条 (提供の中止)	6
第19条 (通信利用の制限)	6
第20条 (サービスの廃止)	6
第6節 契約の解除	7
第21条 (当社が行う利用契約の解除)	7
第22条 (契約者が行う利用契約の解除)	7
第7節 料金等	7
第23条 (料金等)	7
第24条 (契約者の支払い義務)	7
第25条 (料金等の請求時期および支払期日)	7
第26条 (割増金)	7
第27条 (遅延損害金)	7
第28条 (消費税)	8
第8節 雑 則	8
第29条 (機密保持)	8
第30条 (利用不能の場合における料金等の清算)	8
第31条 (保守)	8
第32条 (契約者の義務)	8
第33条 (技術的事項)	8
第34条 (免責)	8
第9節 その他	8
第35条 (その他)	8
第2章 B フレッツ接続サービス	9
第1節 B フレッツ接続のサービス品目	9
第36条 (B フレッツ接続サービスのサービス品目)	9
第2節 B フレッツ接続サービスの利用契約	9
第37条 (B フレッツ接続サービスの最低利用期間)	9
第38条 (B フレッツ接続サービスの利用契約の単位)	9
第39条 (B フレッツ接続サービスの利用の様子の制限)	9
第3節 B フレッツ接続サービスの料金等	9
第40条 (B フレッツ接続サービスの料金等)	9
第41条 (B フレッツ接続サービスの課金開始日)	9
第42条 (B フレッツ接続サービスの契約者の支払い義務)	9
第43条 (サービス費用の額)	9

第44条 (契約解除に伴う料金等の清算方法) .....	9
第1節 フレッツADSL接続のサービス品目 .....	10
第45条 (フレッツADSL接続サービスのサービス品目) .....	10
第2節 フレッツADSL接続サービスの利用契約 .....	10
第46条 (フレッツADSL接続サービスの最低利用期間) .....	10
第47条 (フレッツADSL接続サービスの利用契約の単位) .....	10
第48条 (フレッツADSL接続サービスの利用の態様の制限) .....	10
第3節 フレッツADSL接続サービスの料金等 .....	10
第49条 (フレッツADSL接続サービスの料金等) .....	10
第50条 (フレッツADSL接続サービスの課金開始日) .....	10
第51条 (フレッツADSL接続サービスの契約者の支払い義務) .....	10
第52条 (サービス費用の額) .....	10
第53条 (契約解除に伴う料金等の清算方法) .....	10
第1節 フレッツISDN接続のサービス品目 .....	11
第54条 (フレッツISDN接続サービスのサービス品目) .....	11
第2節 フレッツISDN接続サービスの利用契約 .....	11
第55条 (フレッツISDN接続サービスの最低利用期間) .....	11
第56条 (フレッツISDN接続サービスの利用契約の単位) .....	11
第57条 (フレッツISDN接続サービスの利用の態様の制限) .....	11
第3節 フレッツISDN接続サービスの料金等 .....	11
第58条 (フレッツISDN接続サービスの料金等) .....	11
第59条 (フレッツISDN接続サービスの課金開始日) .....	11
第60条 (フレッツISDN接続サービスの契約者の支払い義務) .....	11
第61条 (サービス費用の額) .....	11
第62条 (契約解除に伴う料金等の清算方法) .....	11
第1節 ダイアルアップ型IP接続サービスの品目 .....	12
第63条 (ダイアルアップ型IP接続サービスのサービス品目) .....	12
第2節 ダイアルアップ型IP接続サービスの利用契約 .....	12
第64条 (ダイアルアップ型IP接続サービスの最低利用期間) .....	12
第65条 (ダイアルアップ型IP接続サービスの利用契約の単位) .....	12
第66条 (ダイアルアップ型IP接続サービスの利用の態様の制限) .....	12
第3節 ダイアルアップ型IP接続サービスの料金等 .....	12
第67条 (ダイアルアップ型IP接続サービスの料金等) .....	12
第68条 (ダイアルアップ型IP接続サービスの課金開始日) .....	12
第69条 (ダイアルアップ型IP接続サービスの契約者の支払い義務) .....	12
第70条 (サービス費用の額) .....	12
第71条 (契約解除に伴う料金等の清算方法) .....	12
第1節 オプションサービスの品目 .....	13
第72条 (オプションサービスのサービス品目) .....	13
第2節 オプションサービスの利用契約 .....	13
第73条 (オプションサービスの最低利用期間) .....	13
第74条 (オプションサービスの利用契約の単位) .....	13
第75条 (オプションサービスの利用の態様の制限) .....	13
第3節 オプションサービスの料金等 .....	13
第76条 (オプションサービスの料金等) .....	13
第77条 (オプションサービスの課金開始日) .....	13
第78条 (オプションサービスの契約者の支払い義務) .....	13
第79条 (サービス費用の額) .....	13
第80条 (契約解除に伴う料金等の清算方法) .....	13
別表第1号 料金等 .....	14
1 長期契約サービス費用 .....	14
別表第2号 基本的な技術的事項 .....	15

# OfficeNet インターネットサービス約款

## 第1章 OfficeNet インターネットサービス

### 第1節 総 則

#### 第1条 (取扱いの準則)

1. 当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号、以下「法」といいます)その他の法令の規定によるほか、法第31条第5項の規定に基づき当社が定めたこの OfficeNet インターネットサービス約款(以下「約款」といいます)によって OfficeNet インターネットサービスを提供します。

#### 第2条 (約款の変更)

1. 当社は、約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の OfficeNet インターネットサービス約款によります。約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることになる契約者に対して、当社の定めた方法により事前にその内容を通知します。

#### 第3条 (用語の定義)

1. この約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
INS64	東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」または「NTT 西日本」といいます)の総合デジタル通信サービスにおいて提供される第1種総合デジタル通信サービス
加入電話	NTT 東日本または NTT 西日本の加入電話サービスにおいて提供される加入電話網の回線接続サービス
ダイヤルアップ	一般公衆回線、INS64(ISDN)の交換網を利用する方法
ネットワーク接続装置	接続用回線または INS64 の終端に位置し、端末設備と OfficeNet インターネットサービスに係る当社の設備との間の信号を変換する機能を有する電気通信設備およびルータ、TA 等を含む
ドメイン名	JPNIC(日本ネットワークインフォメーションセンター)で割り当てられる組織を示す名前
IPアドレス	インターネットのプロトコル(IP)として定められる32bitのネットワークアドレス
OfficeNet インターネットサービス	当社が提供する電気通信サービスであって、当社の電気通信設備を介してインターネット利用者間での電子メール交換、ファイル転送、電子掲示板等の付加機能を提供するサービス及び当社の電気通信回線設備をゲートウェイとして既存のインターネット網へのアクセスを、TCP/IP 網インターフェースで提供するサービス
B フレッツ接続サービス	当社のネットワーク接続装置と契約者の使用する電気通信設備を NTT 東日本または NTT 西日本が「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供するサービスに接続して提供する OfficeNet インターネットサービス。
フレッツ ADSL 接続サービス	
フレッツ ISDN 接続サービス	
ダイヤルアップ型 P 接続サービス	当社のアクセスポイントのネットワーク接続装置と契約者の使用する1台の端末とを、PPP(ポイントツーポイントプロトコル)を用いて、一般公衆回線、INS64 により接続する OfficeNet インターネットサービス
オプションサービス	当社が OfficeNet インターネットサービスの一部として提供する付加サービス
利用契約	当社から OfficeNet インターネットサービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と利用契約を締結している方

#### 第4条 (OfficeNet インターネットサービス種別)

1. OfficeNet インターネットサービス種別(以下「サービス種別」といいます)は、次のとおりとします。

サービス種別	内 容
B フレッツ接続サービス	マンションタイプ・ニューファミリータイプ・ベーシックタイプの接続サービスがある
フレッツ ADSL 接続サービス	フレッツ ADSL24M タイプ・ADSL12M タイプ・ADSL8M タイプ・ADSL1.5M タイプの接続サービスがある
フレッツ ISDN 接続サービス	フレッツ ISDN の接続サービスがある
ダイヤルアップ型 IP 接続サービス	加入電話と INS64 ダイヤルアップ型 IP 接続サービスがある
オプションサービス	ダイヤルアップ型 IP 接続サービスと固定 IP アドレスサービスがある

#### 第5条 (サービス品目)

1. サービス品目は、サービス種別毎に定めます。

#### 第6条 (提供区域)

1. OfficeNet インターネットサービスの提供区域は、日本国のすべての地域とします。ただし、第1種電気通信事業者の回線の提供がなされていない地域は除きます。

## 第2節 利用契約

### 第7条 (契約の種類および利用期間)

1. 当社の提供する OfficeNet インターネットサービスの利用に関する契約には、次の1種類があります。

契約の種類	内 容
長期契約	最低利用期間の定めのあるインターネットサービスであり、契約期間の定めのないもの

2. 利用期間はそれぞれのサービス種別毎に定めます。
3. 当社の OfficeNet インターネットサービスを用いて契約者以外を対象として、独自のサービスを行うサービス提供者は、この約款に定める契約の他に、別途定める「サービス提供者契約」を結ばなければなりません。

### 第8条 (利用契約の単位)

1. OfficeNet インターネットサービスの利用契約の単位は、契約者が使用するサービス品目毎に締結します。
2. 当社との間に利用契約を締結できる方は、ひとつの利用契約につき1人に限ります。

### 第9条 (権利譲渡の禁止)

1. 契約者は、OfficeNet インターネットサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

## 第3節 利用申込等

### 第10条 (利用申込)

1. OfficeNet インターネットサービスの利用申込をする方は、当社が別に定める契約申込書に次の事項を記載して当社に提出していただきます。
  - (1) 利用申込をする方の氏名または商号および住所または居所、法人にあってはその代表者の氏名
  - (2) 提供を受けようとするサービス種別およびサービス品
  - (3) 利用開始希望年月日
  - (4) その他 OfficeNet インターネットサービスの提供を受けるために必要な事項

### 第11条 (利用契約の成立)

1. OfficeNet インターネットサービスの利用契約は、利用申込に対して、当社がこれを承諾したときに成立します。

### 第12条 (申込の拒絶)

1. 当社は、次の各号のひとつに該当する場合には、OfficeNet インターネットサービスの利用の申込を承諾しない場合があります。
  - (1) 申込に係る OfficeNet インターネットサービスの提供または当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難な場合
  - (2) OfficeNet インターネットサービスの申込者が、当該申込に係る契約上の義務を怠ることが明らかであると当社が判断した場合
  - (3) OfficeNet インターネットサービスの申込者が、第17条(提供の停止)第1項に該当する場合
  - (4) OfficeNet インターネットサービスの契約申込書に虚偽の事実を記載した場合
  - (5) その他前各号に準ずる場合で、当社が、契約締結を適当でないとして判断した場合
2. 前項の規定により、OfficeNet インターネットサービスの利用の申込を拒絶した場合は、当社は、申込者に対し当社の定める方法でその旨を通知します。

## 第4節 契約事項の変更等

### 第13条 (契約事項の変更等)

1. 契約者は、OfficeNet インターネットサービス種別、サービス品目の変更、ネットワーク接続装置の移転を請求することができます。この場合、当社が別に定める申請書に所定の事項を記載して提出していただきます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第11条(利用契約の成立)、第12条(申込の拒絶)の規定に準じて取り扱います。

### 第14条 (法人の契約者の地位の承継)

1. 契約者である法人が合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に通知してください。
2. 第12条(申込の拒絶)の規定は、前項の場合について準用します。
3. 前項の場合において、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1名を当社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知してください。これを変更したときも同様とします。
4. 当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を代表者とみなします。

### 第15条 (個人の契約者の地位の承継)

1. 契約者である個人が死亡した場合には、当該個人に係る OfficeNet インターネットサービスは終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申し出ることにより、相続人(相続人が複数あるときは、遺産分割協議により契約者の地位を承継した者で1名に限る)は、引き続き当該契約による OfficeNet インターネットサービスの提供を受けることができます。この場合、相続人は死亡した契約者の当該契約上の地位を

- 承継するものとします。
2. 第12条(申込の拒絶)の規定は、前項の場合について準用します。

#### 第16条 (契約者の氏名等の変更)

1. 契約者は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知してください。

#### 第5節 提供の停止等

#### 第17条 (提供の停止)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて OfficeNet インターネットサービスの提供を停止することがあります。
  - (1) OfficeNet インターネットサービスの料金、割増金または遅延損害金等を支払期日を経過してもなお支払わないとき
  - (2) 第39条(B フレッツ接続サービスの利用の態様の制限)、第48条(フレッツ ADSL 接続サービスの利用の態様の制限)、第57条(フレッツ ISDN 接続サービスの利用の態様の制限)、第66条(ダイヤルアップ型 IP 接続サービスの利用の態様の制限)、第75条(オプションサービスの利用の態様の制限)の規定に違反したとき
  - (3) 第42条(技術基準の維持)の規定に違反し、またはその結果技術基準に適合していないと認められた当該ネットワーク接続装置、端末設備もしくは自営電気通信設備を利用回線から取り外さなかったとき
  - (4) 明らかに公序良俗に反する態様において OfficeNet インターネットサービスを利用したとき
  - (5) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
  - (6) 当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為
  - (7) 前各号の掲げる事項のほか、この約款の規定に違反する行為をしたとき
2. 当社は、前項の規定により OfficeNet インターネットサービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめ、その理由、実施期日および実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。

#### 第18条 (提供の中止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、OfficeNet インターネットサービスの提供を中止することがあります。
  - (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
  - (2) 当社の電気通信設備にやむをえない障害が発生したとき
  - (3) 第19条(通信利用の制限)の規定によるとき
  - (4) 第1種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより OfficeNet インターネットサービスの提供を行うことが困難になったとき
2. 当社は、前項第1号の規定により OfficeNet インターネットサービスの提供を中止しようとするときは、その14日前までにその旨を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 第1項2号、3号、4号により中止するときは、あらかじめ、その理由、実施期日および実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第19条 (通信利用の制限)

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく増大し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、OfficeNet インターネットサービスの提供を制限し、または中止する措置を取ることがあります。
2. OfficeNet インターネットサービスの契約者で、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには、利用を制限することがあります。

#### 第20条 (サービスの廃止)

1. 当社は都合により OfficeNet インターネットサービスの特定の品目のサービスを廃止することがあります。
2. 当社は前項の規定によりサービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止する3ヵ月前までに当社の定める方法によりその旨を通知します。

## 第6節 契約の解除

### 第21条 (当社が行う利用契約の解除)

1. 当社は、第17条(提供の停止)の規定により OfficeNet インターネットサービス契約の利用を停止された契約者が、提供の停止期間中になおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
2. 当社は、契約者の行為が当社の業務遂行または通信設備に支障を及ぼすと認められるときは、停止期間をおかず利用契約を解除することができます。
3. 当社は、第1項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、また第2項により利用契約を解除しようとするときは事後速やかに、書面により契約者にその旨を通知します。

### 第22条 (契約者が行う利用契約の解除)

1. 契約者は、OfficeNet インターネットサービス契約を解除するとき(次項または第3項の規定による場合を除く)は、当社に対し、解除の日の2ヵ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が2ヵ月未満であるときは、解除の効力は、当該通知があった日から2ヵ月を経過する日に生じるものとします。
2. 契約者は、第18条(提供の中止)または第19条第1項(通信利用の制限)の事由が生じたことにより、OfficeNet インターネットサービスを利用することができなくなった場合において、契約者が当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合、解除はその通知が当社に到着した日にその効力が生じたものとします。
3. 第20条(サービスの廃止)第1項の規定により特定の品目のサービスが廃止されたとき(同条第3項の規定により、サービス種別または品目に変更があった場合を除く)は、当該廃止の日に当該品目に係る OfficeNet インターネットサービス契約が解除されたものとします。
- 4.

## 第7節 料金等

### 第23条 (料金等)

1. OfficeNet インターネットサービスの料金および関連費用(以下「料金等」といいます)は以下の項目からなります。
  - (1) サービス費用  
契約者が、OfficeNet インターネットサービスの対価として支払う基本料を含む費用で、各サービス種別で定める細目からなります。

### 第24条 (契約者の支払い義務)

1. 契約者は、当社に対し、OfficeNet インターネットサービスの利用に係る前条に規定した初期費用、サービス費用および必要に応じて契約事項の変更に伴う費用を、サービス種別ごとに定める方法で支払うものとします。
2. 初期費用の支払い義務は、第11条(利用契約の成立)の規定により、利用契約が成立したときに発生します。初期費用は、契約解除時にも返却いたしません。
3. サービス費用の支払い義務は、サービス種別ごとに定める課金開始日に発生します。
4. 契約事項の変更に伴う費用は、当該変更または移転ごとに発生し、その支払い義務は当社が第13条1項(契約事項の変更等)の請求を承諾したとき、または利用契約が事由のいかんを問わず終了したときに発生します。
5. 第17条(提供の停止)の規定によりサービスの提供が停止された場合における当該停止期間のサービス料金は、当該サービスがあったものとして取り扱います。
6. 第18条(提供の中止)の規定により、サービスの提供が中止された場合における当該中止期間のサービス料金は、第30条(利用不能の場合における料金等の清算)に規定により取り扱います。

### 第25条 (料金等の請求時期および支払期日)

1. OfficeNet インターネットサービスの料金等は、次項の場合を除き、向後3ヵ月分または1年分を当社の定める日に請求いたします。
2. 当社は、初回のサービス費用を、契約成立後すみやかに支払期限を定めて請求します。
3. 当社は、課金開始日または契約解除の日が月の中途であってもサービス費用は1ヵ月分とします。
4. 当社は、契約者が13条(契約事項の変更)の規定により、サービス品目の変更を行った場合(サービス種別の変更を伴う場合も含む)のサービス費用については、変更後の費用が変更前の費用より多い場合のみ、変更後のサービス費用から変更前のサービス費用を控除した額を、変更後のサービス費用の額に加算して請求します。
5. 前各項の定めにより OfficeNet インターネットサービスの料金等の請求を受けた契約者は、請求書に指定する期日までに、当社が指定する方法により、その料金等を支払うものとします。

### 第26条 (割増金)

1. OfficeNet インターネットサービスの料金等を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額を割増金として支払わなければなりません。

### 第27条 (遅延損害金)

1. 契約者は、OfficeNet インターネットサービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払わなければなりません。

#### **第28条 (消費税)**

1. 契約者が当社に対しサービスに関する債務を支払う場合において、支払いを要する額は、別に定める料金等の額に消費税相当額(消費税法、昭和63年法律第108号および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額)を加算した額とします。

#### 第8節 雑則

#### **第29条 (機密保持)**

1. 当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密(通信の秘密を含みます)を、第三者に漏らしません。

#### **第30条 (利用不能の場合における料金等の清算)**

1. 当社は、OfficeNet インターネットサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により、その利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時刻から起算して、連続して12時間以上 OfficeNet インターネットサービスが利用できなかったときは、契約者の請求に基づき、当社は、その利用が全くできない状態を当社が知った時刻から、OfficeNet インターネットサービスの利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を12で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます)に基本料の月額60分の1を乗じて得た額を基本料月額から差引ます。
2. ただし、契約者は、当該請求をなし得ることとなった日から3ヵ月以内に当該請求をしなかったときは、その権利を失うものとします。

#### **第31条 (保守)**

1. 当社は、当社が設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。
2. 当社は、第1種電気通信事業者から賃借した電気通信回線設備が前項の事業用電気通信設備規則に適合するよう、その第1種電気通信事業者に維持させます。

#### **第32条 (契約者の義務)**

1. 契約者は、当社から発行されたログイン名およびパスワード管理の責任を負います。ログイン名およびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 契約者が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。

#### **第33条 (技術的事項)**

1. OfficeNet インターネットサービスに係る基本的な技術的事項は、別表第2号のとおりとします。
2. 当社は、契約者の要望等により、前2項に定める技術的事項以外の条件で OfficeNet インターネットサービスを提供する場合があります。この場合、当社は、その提供条件について契約者と協議します。

#### **第34条 (免責)**

1. 当社は、契約者が OfficeNet インターネットサービスの利用に関して損害を被った場合でも、第30条(利用不能の場合における料金等の清算)の規定によるほか、何らの責任も負いません。

#### 第9節 その他

#### **第35条 (その他)**

1. 契約者は、契約に際し、当社の定める方法により、契約者名を公開することを承認します。



## 第2章 B フレッツ接続サービス

### 第1節 B フレッツ接続のサービス品目

#### 第36条 (B フレッツ接続サービスのサービス品目)

1. B フレッツ接続サービスのサービス品目は、以下のとおりです。

品 目	内 容
BM	NTT 東日本またはNTT 西日本 B フレッツマンションタイプに対応
BF	NTT 東日本 B フレッツニューファミリータイプ、NTT 西日本 B フレッツファミリー100 タイプに対応
BB	NTT 東日本またはNTT 西日本 B フレッツベーシックタイプに対応

### 第2節 B フレッツ接続サービスの利用契約

#### 第37条 (B フレッツ接続サービスの最低利用期間)

1. B フレッツ接続サービスの最低利用期間は、3ヶ月とします。起算日は第41条1項(B フレッツ接続サービスの課金開始日)に定める課金開始日とします。

#### 第38条 (B フレッツ接続サービスの利用契約の単位)

1. B フレッツ接続サービスの利用規約単位は、1つのB フレッツ接続サービス品目ごとに1つの契約を行います。
2. 当社との間に利用規約を締結できる方は、ひとつの利用契約につき1人に限ります。

#### 第39条 (B フレッツ接続サービスの利用の様子の制限)

1. B フレッツ接続サービス契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびインターネットネットワークアドレスは、当社が指定するものとします。
2. 契約者は、前項に基づき指定した以外のドメイン名あるいはネットワークアドレスを使用してB フレッツ接続サービスを利用することはできません。

### 第3節 B フレッツ接続サービスの料金等

#### 第40条 (B フレッツ接続サービスの料金等)

1. B フレッツ接続サービスの費用は、以下のとおり分類します。

区 分	細 目	内 容
サービス費用	基本料	利用開始日以降3ヶ月間または1年間の利用料として支払う料金

#### 第41条 (B フレッツ接続サービスの課金開始日)

1. B フレッツ接続サービスの課金開始は、当社が契約者に通知した日とします。

#### 第42条 (B フレッツ接続サービスの契約者の支払い義務)

1. B フレッツ接続サービスの契約者は、当社に対し、B フレッツ接続サービスの利用に係る第40条(B フレッツ接続サービスの料金等)に規定したサービス費用および必要に応じて契約事項の変更に伴う費用につき、次条から第44条までの規定により算出した額を支払うものとします。

#### 第43条 (サービス費用の額)

1. B フレッツ接続サービスのサービス費用は、別表第1号の1(長期契約のサービス費用)に記載したサービス品目ごとに定められた基本料のみで、その額は、別表第1号の1-1-1(B フレッツ接続サービスの基本料)に定めたサービス品目ごとの額とします。

#### 第44条 (契約解除に伴う料金等の清算方法)

1. 最低利用期間が経過する前に契約が解除された場合(第22条(契約者が行う利用契約の解除)の2項または3項の規定により解除された場合を除く)におけるB フレッツ接続サービスのサービス費用の額は、課金開始日から最低利用期間に対応する基本料とします。契約者は、契約が解除された日から最低期間満了までの基本料金額を当社の請求に基づき支払うものとします。

### 第3章 フレッツADSL接続サービス

#### 第1節 フレッツADSL接続のサービス品目

##### 第45条 (フレッツADSL接続サービスのサービス品目)

1. フレッツADSL接続サービスのサービス品目は、以下のとおりです。

品目	内容
IP24	NTT 東日本またはNTT 西日本フレッツADSL1.5Mタイプに対応
B	NTT 東日本フレッツADSL モア またはNTT 西日本フレッツADSL モア 24 に対応 NTT 東日本またはNTT 西日本フレッツADSL モア、フレッツADSL8Mタイプ対応

#### 第2節 フレッツADSL接続サービスの利用契約

##### 第46条 (フレッツADSL接続サービスの最低利用期間)

1. フレッツADSL接続サービスの最低利用期間は、3ヶ月とします。起算日は第50条1項(フレッツADSL接続サービスの課金開始日)に定める課金開始日とします。

##### 第47条 (フレッツADSL接続サービスの利用契約の単位)

1. フレッツADSL接続サービスの利用規約単位は、1つのフレッツADSL接続サービス品目ごとに1つの契約を行います。
2. 当社との間に利用規約を締結できる方は、ひとつの利用契約につき1人に限ります。

##### 第48条 (フレッツADSL接続サービスの利用の態様の制限)

1. フレッツADSL接続サービス契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびインターネットネットワークアドレスは、当社が指定するものとします。
2. 契約者は、前項に基づき指定した以外のドメイン名あるいはネットワークアドレスを使用してフレッツADSL接続サービスを利用することはできません。

#### 第3節 フレッツADSL接続サービスの料金等

##### 第49条 (フレッツADSL接続サービスの料金等)

1. フレッツADSL接続サービスの費用は、以下のとおり分類します。

区分	細目	内容
サービス費用	基本料	利用開始日以降3ヶ月間または1年間の利用料として支払う料金

##### 第50条 (フレッツADSL接続サービスの課金開始日)

1. フレッツADSL接続サービスの課金開始は、当社が契約者に通知した日とします。

##### 第51条 (フレッツADSL接続サービスの契約者の支払い義務)

1. フレッツADSL接続サービスの契約者は、当社に対し、フレッツADSL接続サービスの利用に係る第49条(フレッツADSL接続サービスの料金等)に規定したサービス費用および必要に応じて契約事項の変更に伴う費用につき、次条から第53条までの規定により算出した額を支払うものとします。

##### 第52条 (サービス費用の額)

1. フレッツADSL接続サービスのサービス費用は、別表第1号の1(長期契約のサービス費用)に記載したサービス品目ごとに定められた基本料のみで、その額は、別表第1号の1-1-2(フレッツADSL接続サービスの基本料)に定めたサービス品目ごとの額とします。

##### 第53条 (契約解除に伴う料金等の清算方法)

1. 最低利用期間が経過する前に契約が解除された場合(第22条(契約者が行う利用契約の解除)の2項または3項の規定により解除された場合を除く)におけるフレッツADSL接続サービスのサービス費用の額は、課金開始日から最低利用期間に対応する基本料とします。契約者は、契約が解除された日から最低期間満了までの基本料金額を当社の請求に基づき支払うものとします。

## 第4章 フレッツ ISDN 接続サービス

### 第1節 フレッツ ISDN 接続のサービス品目

#### 第54条 (フレッツ ISDN 接続サービスのサービス品目)

1. フレッツ ADSL 接続サービスのサービス品目は、以下のとおりです。

品 目	内 容
ISDN	NTT 東日本または NTT 西日本フレッツ ISDN に対応

### 第2節 フレッツ ISDN 接続サービスの利用契約

#### 第55条 (フレッツ ISDN 接続サービスの最低利用期間)

1. フレッツ ISDN 接続サービスの最低利用期間は、3ヶ月とします。起算日は第59条1項(フレッツ ISDN 接続サービスの課金開始日)に定める課金開始日とします。

#### 第56条 (フレッツ ISDN 接続サービスの利用契約の単位)

1. フレッツ ISDN 接続サービスの利用規約単位は、1つのフレッツ ISDN 接続サービス品目ごとに1つの契約を行います。
2. 当社との間に利用規約を締結できる方は、ひとつの利用契約につき1人に限ります。

#### 第57条 (フレッツ ISDN 接続サービスの利用の様態の制限)

1. フレッツ ISDN 接続サービス契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびインターネットネットワークアドレスは、当社が指定するものとします。
2. 契約者は、前項に基づき指定した以外のドメイン名あるいはネットワークアドレスを使用してフレッツ ISDN 接続サービスを利用することはできません。

### 第3節 フレッツ ISDN 接続サービスの料金等

#### 第58条 (フレッツ ISDN 接続サービスの料金等)

1. フレッツ ISDN 接続サービスの費用は、以下のとおり分類します。

区 分	細 目	内 容
サービス費用	基本料	利用開始日以降3ヶ月間または1年間の利用料として支払う料金

#### 第59条 (フレッツ ISDN 接続サービスの課金開始日)

1. フレッツ ISDN 接続サービスの課金開始は、当社が契約者に通知した日とします。

#### 第60条 (フレッツ ISDN 接続サービスの契約者の支払い義務)

1. フレッツ ISDN 接続サービスの契約者は、当社に対し、フレッツ ISDN 接続サービスの利用に係る第58条(フレッツ ISDN 接続サービスの料金等)に規定したサービス費用および必要に応じて契約事項の変更に伴う費用につき、次条から第62条までの規定により算出した額を支払うものとします。

#### 第61条 (サービス費用の額)

1. フレッツ ISDN 接続サービスのサービス費用は、別表第1号の2(長期契約のサービス費用)に記載したサービス品目ごとに定められた基本料のみで、その額は、別表第1号の1-1-3(フレッツ ISDN 接続サービスの基本料)に定めたサービス品目ごとの額とします。

#### 第62条 (契約解除に伴う料金等の清算方法)

1. 最低利用期間が経過する前に契約が解除された場合(第22条(契約者が行う利用契約の解除)の2項または3項の規定により解除された場合を除く)におけるフレッツ ISDN 接続サービスのサービス費用の額は、課金開始日から最低利用期間に対応する基本料とします。契約者は、契約が解除された日から最低期間満了までの基本料金額を当社の請求に基づき支払うものとします。

## 第5章 ダイアルアップ型IP接続サービス

### 第1節 ダイアルアップ型IP接続サービスの品目

#### 第63条 (ダイアルアップ型IP接続サービスのサービス品目)

1. ダイアルアップ型IP接続サービスのサービス品目は、以下のとおりです。

品目	内容
DUP	INS64 ダイアルアップ型IP接続サービス64Kbps 64,000ビット/秒の符号伝送が可能なもの 一般公衆回線(アナログ) 28,800ビット/秒の符号伝送が可能なもの

### 第2節 ダイアルアップ型IP接続サービスの利用契約

#### 第64条 (ダイアルアップ型IP接続サービスの最低利用期間)

1. ダイアルアップ型IP接続サービスの最低利用期間は、INS64 ダイアルアップ型IP接続サービスで3ヵ月とします。起算日は第68条(ダイアルアップ型IP接続サービスの課金開始日)に定める課金開始日とします。

#### 第65条 (ダイアルアップ型IP接続サービスの利用契約の単位)

1. ダイアルアップ型IP接続サービスの利用契約の単位は、1つのダイアルアップ型IP接続サービス品目ごとに1つの契約を行います。
2. 当社との間に利用契約を締結できる方は、ひとつの利用契約につき1人に限ります。

#### 第66条 (ダイアルアップ型IP接続サービスの利用の様態の制限)

1. ダイアルアップ型IP接続サービス契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびインターネットネットワークアドレスは、当社が指定するものとします。
2. 契約者は、前項に基づき指定した以外のドメイン名あるいはネットワークアドレスを使用してインターネットサービスを利用することはできません。

### 第3節 ダイアルアップ型IP接続サービスの料金等

#### 第67条 (ダイアルアップ型IP接続サービスの料金等)

1. ダイアルアップ型IP接続サービスの費用は、以下のとおり分類します。

区分	細目	内容
サービス費用	基本料	利用開始日以降3ヶ月間または1年間の利用料として支払う料金

#### 第68条 (ダイアルアップ型IP接続サービスの課金開始日)

1. ダイアルアップ型IP接続サービスの課金開始日は、当社が契約者に通知した日とします。

#### 第69条 (ダイアルアップ型IP接続サービスの契約者の支払い義務)

1. ダイアルアップ型IP接続サービスの契約者は、当社に対し、ダイアルアップ型IP接続サービスの利用に係る第67条(ダイアルアップ型IP接続サービスの料金等)に規定したサービス費用および必要に応じて契約事項の変更に伴う費用につき、次条から第71条までの規定により算出した額を支払うものとします。

#### 第70条 (サービス費用の額)

1. ダイアルアップ型IP接続サービスのサービス費用は、別表第1号の1(長期契約のサービス費用)に記載したサービス品目ごとに定めた基本料のみで、その額は、別表第1号の1-1-4(ダイアルアップ型IP接続サービスの基本料)に定めたサービス品目ごとの額とします。

#### 第71条 (契約解除に伴う料金等の清算方法)

1. 最低利用期間が経過する前に契約が解除された場合(第22条(契約者が行う利用契約の解除)の2項または3項の規定により解除された場合を除く)におけるダイアルアップ型IP接続サービスのサービス費用の額は、課金開始日から最低利用期間に対応する基本料とします。契約者は、契約が解除された日から最低期間満了までの基本料金額を当社の請求に基づき支払うものとします。

## 第5章 オプションサービス

### 第1節 オプションサービスの品目

#### 第72条 (オプションサービスのサービス品目)

1. オプションサービスのサービス品目は、以下のとおりです。

品 目	内 容
ダイヤルアップ	INS64 ダイヤルアップ型 IP 接続サービス 64Kbps 64,000ビット/秒の符号伝送が可能なもの 一般公衆回線(アナログ) 28,800ビット/秒の符号伝送が可能なもの
固定 IP アドレス	2008 年6月廃止

### 第2節 オプションサービスの利用契約

#### 第73条 (オプションサービスの最低利用期間)

1. オプションサービスの最低利用期間は、3ヵ月とします。起算日は第77条(オプションサービスの課金開始日)に定める課金開始日とします。

#### 第74条 (オプションサービスの利用契約の単位)

1. オプションサービスの利用契約の単位は、1つのオプションサービス品目ごとに1つの契約を行います。
2. 当社との間に利用契約を締結できる方は、ひとつの利用契約につき1人に限ります。

#### 第75条 (オプションサービスの利用の様態の制限)

1. オプションサービス契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびインターネットネットワークアドレスは、当社が指定するものとします。
2. 契約者は、前項に基づき指定した以外のドメイン名あるいはネットワークアドレスを使用してインターネットサービスを利用することはできません。

### 第3節 オプションサービスの料金等

#### 第76条 (オプションサービスの料金等)

1. オプションサービスの費用は、以下のとおり分類します。

区分	細目	内容
サービス費用	基本料	利用開始日以降3ヶ月間または1年間の利用料として支払う料金

#### 第77条 (オプションサービスの課金開始日)

1. オプションサービスの課金開始日は、当社が契約者に通知した日とします。

#### 第78条 (オプションサービスの契約者の支払い義務)

1. オプションサービスの契約者は、当社に対し、オプションサービスの利用に係る第76条(オプションサービスの料金等)に規定したサービス費用および必要に応じて契約事項の変更に伴う費用につき、次条から第80条までの規定により算出した額を支払うものとします。

#### 第79条 (サービス費用の額)

1. オプションサービスのサービス費用は、別表第1号の2(長期契約のサービス費用)に記載したサービス品目ごとに定めた基本料のみで、その額は、別表第1号の1-1-5(オプションサービスの基本料)に定めたサービス品目ごとの額とします。

#### 第80条 (契約解除に伴う料金等の清算方法)

1. 最低利用期間が経過する前に契約が解除された場合(第22条(契約者が行う利用契約の解除)の2項または3項の規定により解除された場合を除く)におけるオプションサービスのサービス費用の額は、課金開始日から最低利用期間に対応する基本料とします。契約者は、契約が解除された日から最低期間満了までの基本料金額を当社の請求に基づき支払うものとします。

別表第1号 料金等

1 長期契約サービス費用

1. 1-1 基本料

1. 1-1-1 B フレッツ接続サービス基本料(1回線ごと)

サービス品目	月額	年額
BM	2,200円	23,000円
BF	2,400円	26,000円
BB	6,100円	68,000円

2. 1-1-2 フレッツ ADSL 接続サービス基本料(1回線ごと)

サービス品目	月額	年額
IP24	1,300円	14,000円
B	1,300円	14,000円

3. 1-1-3 フレッツ ISDN 接続サービス基本料(1回線ごと)

サービス品目	月額	年額
ISDN	1,300円	14,000円

4. 1-1-4 ダイアルアップ型 IP 接続サービス基本料(1回線ごと)

サービス品目	月額	年額
DUP	1,000円	10,000円

5. 1-1-5 オプションサービス基本料(1回線ごと)

サービス品目	月額	年額
ダイアルアップ	700円	6,000円
固定 IP アドレス (利用契約サービス品目 BF・BB・ IP24・B・ISDN)	2008年6月廃止	-
固定 IP アドレス (利用契約サービス品目:BM)	2008年6月廃止	-

注1 当社の用意するネットワーク接続装置の使用料については、別途定めます。

注2 別途 NTT 東日本・NTT 西日本に「B フレッツ」、「フレッツ ADSL」、「フレッツ ISDN」サービスのお申し込みが必要で、契約料、初期費用、月額利用料がかかります。

注3 オプションサービスの固定 IP アドレスは、割り当てられる IP の数は1つです。

注4 B フレッツ、フレッツ ADSL、フレッツ ISDN の最大伝送速度は、ベストエフォート型のため伝送速度は保証いたしません。

注5 契約者の通信環境、回線の混雑などにより通信速度が低下します。

別表第2号 基本的な技術的事項

1. OfficeNet インターネットサービスにおける責任の分界点
  - (1) 責任の分界点は、当社がネットワーク接続装置を提供する場合は、当社のネットワーク接続装置と契約者の用意する構内LANネットワークとが接続されるものとし、責任の分界点はこのネットワーク接続装置と構内LANネットワークとの接続点とします。
  - (2) 契約者がネットワーク接続装置を用意する場合は、責任分界点はDSUと契約者の用意するフレーム変換器、またはフレーム変換器と契約者の用意するルーターとの接続点とします。
2. Bフレット接続サービスにおける責任の分界点  
責任の分界点は、当社ネットワーク装置とNTT東日本またはNTT西日本のIP通信網の相互接続点との接続点とします。
3. フレットADSL接続サービスにおける責任の分界点  
責任の分界点は、当社ネットワーク装置とNTT東日本またはNTT西日本のIP通信網の相互接続点との接続点とします。
4. フレットISDNサービスにおける責任の分界点  
責任の分界点は、当社ネットワーク装置とNTT東日本またはNTT西日本のIP通信網の相互接続点との接続点とします。
5. ダイアルアップ型IP接続サービスにおける責任の分界点  
責任の分界点は、当社のネットワークセンターのTAまでとします。